

公益性の観点からみた東京オリンピックのロゴ等の知財管理 オリンピック憲章の資産権利規則 の試訳に基づく論考



会員 柴 大介

要 約

オリンピック資産に関する権利を規定したオリンピック憲章第1章該当規則について、大会ブランド保護基準に掲載されるJOC和訳を参照した上で、筆者の試訳による引用によって大会ブランド保護基準の意義を再考した。

目次

〔はじめに〕

1. オリンピック憲章の資産権利規則の変遷
2. オリンピック憲章の資産権利規則のJOC和訳の変遷
3. 資産権利規則のJOC和訳に対する考察
4. 2016年版の資産権利規則の和訳を試みる
5. 保護基準を再考する

〔おわりに〕

〔はじめに〕

本論考の位置づけと考え方についてまとめておく。

(1) 東京オリンピックのロゴ等の知的財産は、国際オリンピック委員会（以下「IOC」）のオリンピック資産の一部であるとして、我国では、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」）が管理する⁽¹⁾。

筆者は、先の論考⁽²⁾で、公益財団法人たる組織委員会による巷での当該オリンピック資産の使用に対する差止警告について、当該知財管理の基本指針がまとめられている「大会ブランド保護基準」（以下「保護基準」）⁽³⁾の解説を中心に、①その正当性がよく理解できる我が国の知的財産権に基づく根拠の観点と②その正当性がよく理解できない他の根拠の観点から考察した。

当時、筆者は、②の他の根拠の有力な一つが、保護基準に掲載されるオリンピック資産の権利関連規定であるオリンピック憲章規則（以下「資産権利規則」）の日本オリンピック委員会（以下「JOC」）による和訳（以下「JOC和訳」）であろうと考えて考察を進めようとしたところ、当該和訳が「オリンピック憲章」⁽⁴⁾の最新版に基づいていないことに気が付いた（先の論考注

4）。

(2) 本論考は、先の論考のテーマをさらに推し進めるための基礎となるもので、資産権利規則の最新版の筆者による試訳を引用して保護基準の意義を再考したものである。

(3) 筆者は以下の考え方に基づいて和訳した。

(3.1) 資産権利規則の最新版はそこだけを読んでも和訳することができず、最新版で使用される用語・概念が、長期にわたり多くの改訂がなされた資産権利規則でどのように使用されているのかという時間軸と、オリンピック憲章の他の規則でどのように使用されているかの空間軸とを考慮しなければならない。

(3.2) オリンピック憲章及びJOC和訳に対して敬意をもって公正に和訳するために、筆者の和訳作業は以下を基礎とし、可能な限り正確となることを心掛けた。

・「新英和大辞典第6版」「新和英大辞典第5版」（以上、研究社）「Oxford Dictionary of ENGLISH Press第2版」（Oxford University Press）及びインターネット上の種々辞典を参考にした。

・知財文書翻訳の専門家である筆者の英文顧問の監修を受けた。

(4) 筆者は、時間軸と空間軸の観点から資産権利規則を和訳するに当たり、まず、資産権利規則のJOC和訳を過去に遡って検討したところ、筆者にとって適切とは思えない夥しい数の和訳が存在するという全く想定外の事情に遭遇し、正直ショックを受けた⁽⁵⁾。

そのため、本論考は筆者の和訳の妥当性を自身が検証するために、JOC和訳を参照しつつも、結果として

JOC 和訳の妥当性をも評価することになり、和訳作業自体の解説が多くを占めることになった。

(5) 文学の分野の和訳では時間軸及び空間軸にさらに文化軸が加わって評価されるため、用語の解釈が多義的となり、旧訳に対して新訳が上梓された場合に旧訳が誤訳だらけであるといわれることはまずない。

しかし、知的財産法を含む法の分野の和訳では、用語が多義的に解釈されてよいはずがなく、外国法文書を和訳する場合、我が国の長期にわたる法文翻訳の知恵の結晶として、オーソライズされた概ね対応する標準的な和訳が存在する。

従って、個別の理由なくそのような標準的な和訳をあえて使用しない結果、時間軸・空間軸で意味が整合しない（誤訳に限りなく近い）場合や明らかに誤訳である場合を、筆者は「適切とは思えない」と表現した。

(6) 資産権利規則を過去に遡って検討して最新版を和訳するという作業は、おそらく筆者が最初に行ったと考えられるので、上記の事情の下で、後続する本分野の研究者のために、本論考では筆者の和訳作業を具体的に記載し第三者が検証できるようにした。

(7) 筆者の和訳は筆者に全責任があり、読者には一個人訳として参考されるに留めていただき、筆者の誤訳等の不備をお知らせいただければ幸いである。なお、資産権利規則のような、この分野に携わる弁理士にとって避けることができない文書は、弁理士会としての準公定訳を検討してもよいのではないかと考える。

1. オリンピック憲章の資産権利規則の変遷

資産権利規則は、オリンピック憲章の1954年版には規定され⁽⁶⁾、1991年版から現在に至る規定ぶりとなり、1996年版からJOC和訳が公表されている⁽⁷⁾。文末に、JOC和訳と対応する資産権利規則の原文を掲載した。下線部分が、前回の原文及びJOC和訳に対する変更部分である。なお、資産権利規則の原文は、1996年版から2003年版までは規則11に、2004年版以降は規則7に規定された。

2. オリンピック憲章の資産権利規則のJOC和訳の変遷

以下に気が付いた事項を拾い上げてみた。

(2.1) The Olympic Games are the exclusive property of the IOC

この文言は1996年以降の全ての原文で同じであり、JOC和訳は以下の通りである。

- ・1996～2001年版：「オリンピック競技大会は、IOC占有の所有物であり」
- ・2003年版：「オリンピック競技大会は、IOCの独占的な権利であり」
- ・2004年版以降：「オリンピック競技大会はIOCの独占的な資産である」

(2.1.1) **exclusive**：当初のJOC和訳「占有」は、意思（心素）をもって所持する（民法180条）ことを意味し「possess」「occupy」等の和訳であるべきで適切とは思えない。2003年版以降のJOC和訳「独占的」が妥当であろう。

(2.1.2) **property**：当初のJOC和訳「所有物」は主に有体資産に対して使用されるので、原文の権利対象が明らかに無体資産を広く含む趣旨を考慮すれば「資産」又は「財産」が妥当であり、「資産」が会計用語上は必ずしも換金性を要さないことを考慮すると⁽⁸⁾、オリンピック競技大会は「資産」であるとするのが妥当であろう。なお、2003年版のJOC和訳「権利」は明らかに適切とは思えない⁽⁹⁾。

(2.2) without limitation

この文言も1996年以降の全ての原文で使用され、JOC和訳は以下の通りである。

- ・1996～2003年版・2013～2014年版：「無制限に」
- ・2004～2011年版：「制限を設けることなく」
- ・2015～2016年版：「それらに限定されない」

この文言は、特に例示するがそれらが全てではないという意味で「それらに限定されない」と和訳すべきであり、事物の態様を形容する「無制限に」「制限を設けることなく」は文の意味が変わり適切とは思えない。また、JOC和訳は1996～2014年版において一貫しておらず、オリンピック憲章は「憲法的な性格を持つ基本的な法律文書⁽¹³⁾」であると自己規定するに於いては、用語の多義的解釈の余地を残すべきでないという法律文書の基本原則に対する配慮が感じられない。

(2.3) All profits...shall be applied to the development

この文言は2004年版まで使用されており、JOC和訳は「全ての利益は・・・発展のために使用する」である。

「apply」は資金などがある用途に「充てる」という意味で、通常は、資金などがある用途に「使用する」とは和訳されない。

(2.4) competitions and sports performances

この文言は2000年版から原文で使用されており、JOC和訳は以下の通りである。

- ・2000～2001年版：「競争，競技の実施」
- ・2003年版：「競技，成績」
- ・2004～2011年版：「競技，スポーツ演技」
- ・2013～2016年版：「競技および競技パフォーマンス」

原文は変更されていないのであるから、真剣に和訳しているのか疑わしいといわれても仕方がないほどに和訳が変更されている。

「sports performances」は「スポーツ演技」「競技パフォーマンス」とすると日本語として意味不明である。2003年版規則45付属細則によると「sports performances」は「his person, name, picture or sports performances」の文脈で使用され、「his」を意味する「coach, trainer or official」個人に帰属する何かであることがわかる。「sports performances」は「スポーツ実践の場で発揮される能力（演技力・実践力）」と説明されることがあり⁽¹⁰⁾、ここも「スポーツ能力」として少しでも意味を明確にした方がよいと思われる（それでも「official」（JOC和訳「役員」）の「sports performances」が何を意味するかは不明だが、JOCはIOCに問い合わせる意味を明確にするか、注釈で意味を解説する等の努力をすべきであろう）。

(2.5) 「過去のオリンピック憲章」（JOCのHP（http://www.joc.or.jp/olympism/charter/））において2003年版は「2003年7月14日から有効」とあるが、「2003年7月4日から有効」の誤記である（JOC和訳では「2003年7月4日から有効」とされている）。

(2.6) 2004年版の第1節の原文は2003年版と、2013年版の第1節から第4節の原文は2011年版と全く同じであるのに、和訳は個々の訳語だけでなく、構文が大幅に書き換えられている。これは2003年版の和訳構文が適切とは思えないことに起因する。

(2.6.1) 2003年版の原文の構文は以下の通りである：

The Olympic Games are the exclusive property of the IOC which owns all rights and data relating thereto^①, in particular^②, and without limitation^③, all rights^④ relating

to^⑤ their organization, exploitation, broadcasting, recording, representation, reproduction, access and dissemination in any form and by any means or mechanism whatsoever, whether now existing or developed in the future^⑥.

原文の下線部は、「IOCはオリンピック競技大会に関連する全ての権利とデータを所有し^①」そのうち「特に^②」「全ての権利^④」は下線^⑥の例示「に関するも^⑤」であり^③「それらに限定されない^③」という構文である。

(2.6.2) 2003年版のJOC訳は以下の通りである：

オリンピック競技大会は、IOCの独占的な権利であり、IOCはオリンピック競技大会に関する全ての権利と関連資料（データ）を所有する^①。特に^②、オリンピック競技大会の関連資料^④について、いかなる現存するまたは将来開発される手段あるいは仕組みによる組織、宣伝、放送、記録、上演、再生、閲覧、流布^⑥に関する^⑤権利^⑦も、無制限に所有する^⑧。

下線部は、「IOCはオリンピック競技大会に関連する全ての権利とデータ⁽¹¹⁾を所有し^①」そのうち「特に^②」「オリンピック競技大会の関連資料^④」については下線^⑥の例示「に関する^⑤」「権利^⑦」も「無制限に所有する^⑧」という構造である。

下線^⑥の例示は、原文では「全ての権利^④」に関するものであるのに、和訳では「オリンピック競技大会の関連資料^④」についての「権利^⑦」に関するものとなっており、権利客体が^④と^④で異なっており、原文にはない意味不明の「権利^⑦」が追加されている。このJOC和訳は適切とは思えない。

(2.6.3) 2004年版のJOC和訳は以下の通りである：

オリンピック競技大会はIOCの独占的な資産である。IOCは、現存する、または将来開発されるいかなる媒体や装置による形態であっても^③、大会に関する全ての権利と関連データ^①、とりわけ^②、そして制限を設けることなく^⑤、その組織、利用、放送、録音、上演、複製、入手、流布^⑥に関する^④全ての権利^④を所有する^①。

(2.6.3.1) 原文では、「in any form and by any means or mechanism whatsoever, whether now existing or developed in the future^⑥」は「their

organization, exploitation, broadcasting, recording, representation, reproduction, access and dissemination⁶⁾」を直接形容して一体の文章になっているのに、JOC 和訳では、「現存する、または将来開発されるいかなる媒体や装置による形態であっても⁶⁾」は、「大会に関する全ての権利と関連データ¹⁾」を形容し、「その組織、利用、放送、録音、上演、複製、入手、流布⁶⁾」を直接には形容していない。原文の「⁶⁾」は2003年版のJOC和訳の構文の方がまだ適切である。

(2.6.3.2) in any form and by any means or mechanism whatsoever, whether now existing or developed in the future.

JOC 和訳「現存する、または将来開発されるいかなる媒体や装置による形態であっても」は適切とは思えない。

「by any means whatsoever」は慣用句で「方法の如何を問わず」である。

「means」を「媒体」とするのは適切とは思えない。「媒体」なら原文で「mediums」を使用するはずである。

「in any form and by …mechanism」は and で並置されているので「装置による形態」とは訳せない。

3. 資産権利規則の JOC 和訳に対する考察

(3.1) 「Olympic Movement」は、クーベルタン男爵が、人類の精神・肉体を通して平和・平等を希求する個人的な信念に基づいて開始した社会運動、宗教運動のような民間主導の運動である⁽¹²⁾。

(3.2) オリンピック憲章はクーベルタン男爵の運動理念に基づき、今や人類の精神的支柱としての側面を色濃く有する一方で、「Introduction to the Olympic Charter」 a) で「a basic instrument of a constitutional nature」と自己規定し、JOC 和訳は「憲法的な性格を持つ基本的な法律文書」である⁽¹³⁾。

(3.3) オリンピック憲章に基づくオリンピック競技大会を、我国では2兆円になろうかという巨額の費用をかけて行うために、JOC 及び組織委員会は、その資金調達のためにオリンピック憲章の資産権利規則に基づきオリンピック資産の知財活用をするべく「保護基準」において「その活用を阻害させないように第三者に」禁止権的要素を前面に出した「主張・警告」をしている⁽¹⁴⁾。

言い換えると、オリンピック憲章の資産権利規則は

オリンピック憲章の一部であるというだけでなく、オリンピック資産の知財活用に伴う契約書の基礎をなす極めて重要な意義をもつことになる。

(3.4) しかし、資産権利規則というオリンピック憲章の一部について、和訳の変遷を定点観測しただけでも、これだけの適切とは思えない日本語として不明瞭な和訳・構文全体の和訳の改訳があるということは、オリンピック憲章全体にどれだけの和訳不備があるのか、ということになろう。

(3.5) 契約書は「てにをは」「かつ」「又は」等が1語変わるだけで内容が全く変わってしまうことは、契約書を作成される方にご承知のことと思う。従って、JOC が憲法的と認識するオリンピック憲章の和訳において、原文に変更のない部分を改変しなければならないような和訳作業をみだりにすべきではない。

それにも拘らず、特に契約書の基礎となる法律文書ともいえる資産権利規則の JOC 和訳において、適切とは思えない訳・誤訳ばかりか構文全体の和訳の改変がこれだけの頻度で行われては、JOC 和訳の信頼性が失われることになろう⁽¹⁵⁾。

さらに、我国の国民に、和訳の不備に起因してオリンピック憲章の基本理念と法律文書としての趣旨が十分に伝わっていないということになれば、IOC としても看過できないことになるのではないだろうか。

(3.6) 我国の国際的信用にも関わるオリンピック憲章の和訳は、法律の素養があり日本語能力の高い我国のトップクラスの複数の翻訳者及び当該分野の複数の専門家によって、相応の対価の下でダブルチェック、トリプルチェックを受けるべきである⁽¹⁶⁾。

4. 2016年版の資産権利規則の和訳を試みる

筆者は、実質的には2004年版のJOC和訳を基礎とする保護基準掲載の現行の資産権利規則7.4が、2016年版に至るまでの原文及びJOC和訳の変遷を反映していないこと自体が、保護基準に基づく主張・警告の妥当性を疑わしいものにし、さらに、2016年版のJOC和訳がどの程度原文に忠実であるかも非常に疑わしいものにすると考えている。

そこで、浅学を顧みず2016年版の資産権利規則の和訳を試みた⁽¹⁷⁾。

(4.1) 2016年版の資産権利規則の原文

規則 7: Rights over the Olympic Games and Olympic

properties

規則 7.1

① As leader of the Olympic Movement, the IOC is responsible for enhancing the values of the Olympic Movement and for providing material support in the efforts to organise and disseminate the Olympic Games, and supporting the IFs, NOCs and athletes in their preparations for the Olympic Games.

② The IOC is the owner of all rights in and to the Olympic Games and Olympic properties described in this Rule, which rights have the potential to generate revenues for such purposes.

③ It is in the best interests of the Olympic Movement and its constituents which benefit from such revenues that all such rights and Olympic properties be afforded the greatest possible protection by all concerned and that the use thereof be approved by the IOC.

規則 7.2

④ The Olympic Games are the exclusive property of the IOC which owns all rights relating thereto, in particular, and without limitation, all rights relating to

(i) the organisation, exploitation and marketing of the Olympic Games,

(ii) authorizing the capture of still and moving images of the Olympic Games for use by the media,

(iii) registration of audio-visual recordings of the Olympic Games, and

(iv) the broadcasting, transmission, retransmission, reproduction, display, dissemination, making available or otherwise communicating to the public, by any means now known or to be developed in the future, works or signals embodying audio-visual registrations or recordings of the Olympic Games.

規則 7.3

⑤ The IOC shall determine the conditions of access to and the conditions of any use of data relating to the Olympic Games and to the competitions and sports performances of the Olympic Games.

規則 7.4

⑥ The Olympic symbol, flag, motto, anthem, identifications (including but not limited to “Olympic Games” and “Games of the Olympiad”), designations, emblems, flame and torches, as defined in Rules 8-14 below, and any

other musical works, audio-visual works or other creative works or artefacts commissioned in connection with the Olympic Games by the IOC, the NOCs and/or the OCOGs, may, for convenience, be collectively or individually referred to as “Olympic properties”⁽¹⁸⁾.

⑦ All rights to the Olympic properties, as well as all rights to the use thereof, belong exclusively to the IOC, including but not limited to the use for any profit-making, commercial or advertising purposes.

⑧ The IOC may license all or part of its rights on terms and conditions set forth by the IOC Executive Board.

(4.2) 規則 7 の題名について

JOC 和訳「オリンピック競技大会とオリンピック資産に関する権利」よりも「オリンピック競技大会及びオリンピック資産に関する権利」が法律表現としては正確である。

(4.3) 規則 7.1 ① について：JOC 和訳は以下の通りである。

① オリンピック・ムーブメントのリーダーとして、IOC はムーブメントの価値を高める責任がある。また IOC は、オリンピック競技大会の組織運営と大会普及の努力に対し、物質的支援を提供する責任がある。さらに IOC は IF, NOC, 選手によるオリンピック競技大会に向けた準備に対し支援する責任がある。

(4.3.1) 「Olympic Movement」は「オリンピック・ムーブメント」と和訳されてきたが、直感的に日本語の意味が理解できない。前述したように「Olympic Movement」は、クーベルタン男爵による民間主導の運動であることを考慮すると「オリンピック運動」で全く問題ないのではないか⁽¹⁹⁾。

(4.3.2) 原文の構文「the IOC is responsible for enhancing...and^① for providing...and^② supporting...」は、2つの「and」の掛かりの違いを考慮して「IOC は、...を高めることに責任を有し、並びに^①, ...を提供すること及び^②...を支援することに責任を有する」と和訳されるべきである。

JOC 和訳では「また」「さらに」で繋ぎ「IOC は、...を高める責任を有する。また IOC は、...を提供する責任がある。さらに IOC は、...を支援する責任がある。」としているため、責任対象が、原文では「高める

こと」と「提供及び支援」の2区分であるのに対して、JOC和訳では「価値を高めること」と「提供」と「支援」の3区分になり意味が変わる。

(4.4) 規則 7.1 ②について：JOC和訳は以下の通りである。

② IOCは、オリンピック競技大会およびオリンピック資産に関わる、本規則の定めるすべての権利の所有者である。このような権利は、上記の目的を果たすため収入を生み出す可能性を持っている。

(4.4.1) 原文では「described in this Rule」はその前の「Olympic properties」を修飾するので「本規則に記載されるオリンピック資産」と和訳すべきである。

JOC和訳は、「described in this Rule」に「all rights」を修飾させたため「本規則の定めるすべての権利」となり「described」が「定める」と意識された。

「本規則に記載されるオリンピック資産」と「本規則の定めるすべての権利」とでは全く意味が異なるので、JOC和訳は適切とは思えない。

(4.4.2) 原文の「which rights」は明確に「all rights」を意味するので「当該全ての権利」と明確に和訳した方がよい。

(4.4.3) 原文の「for such purposes」のJOC和訳「上記の目的」だが、「上記」に「目的」らしきものは記載されていない。「そのような趣旨により」とし「そのような趣旨」とはIOCが全ての権利を有することにすればよいと考えられる。

(4.5) 規則 7.1 ③について：JOC和訳は以下の通りである。

③ それらすべての権利とオリンピック資産がすべての関係者から最大限保護を受け、その使用に関してIOCによって承認を受けることは、オリンピック・ムーブメントとその収益により恩恵を受ける構成員の最大の利益である。

(4.5.1) 原文は「収益」「利益」を意味する「interest」「profit」と「収入」を意味する「revenue」とを区別しているので、原文「revenue」は「収入」と和訳すべきである。

(4.5.2) 原文「the use thereof」の「thereof」は「such rights and Olympic properties」を意味し、権利及び資産を「使用」とは言わないので、「use」

は例えば「活用」と和訳した方がよい。

(4.6) 規則 7.2 ④について：JOC和訳は以下の通りである。

④ オリンピック競技大会はIOCの独占的な資産であり、IOCはオリンピック競技大会に関するすべての権利を所有する。特に

- (i) オリンピック競技大会の組織運営、活用、マーケティング、
- (ii) メディアによる使用目的でのオリンピック競技大会の静止画像と動画の撮影を許可すること、
- (iii) オリンピック競技大会の音声・映像での収録を登録すること、
- (iv) 放送、送信、再送信、再生、表示、伝播、現存するものであれ将来開発されるものであれ、いかなる方法においてもオリンピック競技大会を音声・映像の登録または収録の具体化による作品や信号を一般の人々に提供すること、あるいは一般の人々に連絡すること。しかし、それらに限定されない。

(4.6.1) JOC和訳の構文は「IOCは…権利を所有する。特に、…こと。しかし、それらに限定されない。」であるが、日本語として意味が通らず、「適切とは思えない」和訳という以前の日本語の問題であろう。

(4.6.2) 規則 7.1 ④原文は構文及び用語が難解で、筆者と筆者の英語顧問とで読み方が一致しなかった。以下は、筆者の読み方である。

(4.6.3) 原文では「all rights」の特に重要な例示を「all rights relating to (i)・・・, (ii)・・・, (iii)・・・, (iv)・・・」と説明しており、これは「(i)・・・, (ii)・・・, (iii)・・・及び(iv)・・・に関する全ての権利」と和訳せざるをえない。

(4.6.4) 原文(i)の「exploitation」のJOC和訳「活用」は意味が広く「organisation」も「marketing」も包括する。そこで、筆者は「宣伝」と和訳してみた。

(4.6.5) 原文(ii)の「capture」のJOC和訳「撮影」は撮影行為を意味しており、撮影された映像の保存行為を必ずしも含まない。「capture」は「撮影を含む何らかの手段により取得した映像を媒体等に固定して撮影行為と離れて保存する」ことを意味すると思われる。そこで、筆者は「保存」と和訳してみた。

(4.6.6) 原文(iii)の「audio-visual」のJOC和訳「音声・映像」は「recording」の記録対象で音声及び／又

は映像そのものを意味し「recording」の態様を説明していないのではないか。「audio-visual」は「recording」の形容詞であるから通常の「視聴覚的な」と和訳した方が適切と考えた。

(4.6.7) 原文(iii)の「registration」のJOC和訳「登録」は妥当と思われる。「registration」は、規則7～14の付属細則1.3に「trademark registration」(商標登録)、付属細則4.7に「the Olympic emblem of an NOC must be susceptible of registration」のように使用されるので、「商標登録」「著作権登録」のような法的効果を有する「登録」を意味しているようである。

(4.6.8) 原文(iii)の「recording」のJOC和訳「収録」は記録の一態様であり登録の対象として「収録を登録する」とは言わないのではないか。媒体等に固定して記録されたものに著作物性があれば著作権登録されたり、商標として使用できるのであれば商標登録されたりするのであろうと考え、筆者は「記録」と和訳してみた。

(4.6.9) 原文「making available or otherwise communicating to the public, by any means now known or to be developed in the future, works or signals embodying audio-visual registrations or recordings of the Olympic Games.」が(i)～(iv)の全体に掛かるのか、(iv)だけに掛かるかが難解であるが、「audio-visual registrations or recordings of the Olympic Games」は原文(iii)の「registration of audio-visual recordings of the Olympic Games」を受けていることは明らかなので、ここは(iv)だけに掛かると考えた。

(4.6.10) 原文(iv)は「broadcasting, transmission, retransmission, reproduction, display, dissemination」をまとめて「the X」と置くと、原文は「the X making available^① or otherwise communicating^② to the public^③, by any means^④…., works or signals^⑤…」となり「作品又は信号^⑤を、何らかの手段^④で、公衆に利用可能となるようなX^①又は公衆に伝達する他の方法^②」と和訳できると考えた。

(4.6.11) 原文(iv)の「embodying」は、抽象的な登録又は記録を、放送で利用できる作品(works)や送信可能な信号(signals)にすることを意味しているように読める。JOC和訳「具体化」は人間が認識できる程度の実体化を意味するが、作品や信号はまだ概念的であるので「具象化」の方がよいと考えた。

(4.6.12) 原文(iv)の「dissemination」のJOC和訳「伝搬」は、作品や信号が伝搬している状態を意味しているだけで、作品や信号を利用可能にする方法とはいえないので「流布」の方がよいと考えた。

(4.7) 規則7.3⑤について：JOC和訳は以下の通りである。

⑤ IOCはオリンピック競技大会、大会の各競技および競技パフォーマンスに関するデータへのアクセスと、データの使用について、それぞれ条件を定めるものとする。

原文の構文「access to^①…data^② relating to^③ A and^④ to^⑤ B and^⑥ C of A」は「Aに関する^③並びに^④AのB及び^⑥Cに関する^⑤データ^②…へのアクセス^①」と和訳し「データ」は「Aに関する」並びに「AのB及びCに関する」ことを明確にすべきだが、JOC和訳では「データ」は「Cに関する」にしか掛かっておらず「Aへのアクセス」「AのBへのアクセス」及び「Cに関するデータへのアクセス」と読まれてしまうだろう。

(4.8) 規則7.4⑥について：JOC和訳は以下の通りである。

⑥ オリンピック・シンボルとオリンピックの旗、モットー、讃歌、オリンピックと特定できるもの(「オリンピック競技大会」と「オリンピック競技大会」を含むがそれらに限らない)、名称、エンブレム、聖火およびトーチは以下の規則8～14が定義する通り、さらに、IOC、NOCおよび/またはOCOGによりオリンピック競技大会に関連して公認されたその他の音楽作品、音声・映像作品、またはその他の創作物や人工物は、集成的にあるいは単独で便宜上、「オリンピック資産」と呼ぶことができる。

(4.8.1) 原文の冒頭の「The Olympic symbol」から「torche」までを「The Y」と置くと、原文は「The Y, as defined in Rules 8-14 below, …may…be…referred to as “Olympic properties”.」となる。

JOC和訳「Yは以下の規則8～14が定義する通り…「オリンピック資産」と呼ぶことができる。」は適切とは思えない。規則8～14にはそれぞれ「The Olympic symbol」「The Olympic flag」「The Olympic motto」「Olympic emblems」「The Olympic anthem」「The Olympic flame, Olympic torches」「Olympic

designations」が定義されているが、これらが「オリンピック資産」と呼ぶことができることなど記載されていない。「規則 8~14 が定義する X は…「オリンピック資産」と呼ぶことができる。」と和訳すべきである。

(4.8.2) 規則 8~14 を考慮すると、原文の冒頭の「Olympic」はそれ以下の「symbol」から「torche」までの全てに掛かる。保護基準では「Olympic」を付けずに例えば「聖火」「トーチ」と使用するため、あたかも「聖火」「トーチ」という言葉自体が「オリンピック資産」であるかのような主張になる。従って、「symbol」から「torche」までにはあえて「Olympic」を掛けて和訳した。

(4.8.3) 原文の「identifications」「designations」は、現行の保護基準では「特定できる言葉」「連想させる映像・音声」、2016 年版では「オリンピックと特定できるもの」「名称」の和訳を使用するのが適切とは思えない。保護基準の主張・警告と密接に関係すると思われるため、以下のように考えた。

(4.8.4) 原文「identifications」の単数形「identification」は、規則 27.7 及び規則 50 付属細則に自己を識別できる表示という意味で使用されており、IOC 関係者自らが自らのために具体的に特定しているものであろう。JOC 和訳「オリンピックと特定できるもの」は、第三者が使用した「もの」を IOC 関係者が「オリンピックと特定でき」さえすれば該当することになる。従って、筆者は意味の明確な「識別表示」と和訳した。

(4.8.5) 原文「designations」は規則 14 に「An Olympic designation is any visual or audio representation of any association, connection or other link with the Olympic Games, the Olympic Movement, or any constituent thereof.」と定義され「オリンピック競技大会、オリンピック運動又はその構成要素との何らかの関連 (association…with)、関係 (connection…with) 又は他の結び付き (link with) の視覚的又は聴覚的な描写表現 (representation)」⁽²⁰⁾⁽²¹⁾であるから、これを日本語で「名称」とは言わないだろう。筆者は規則 14 に基づき「描写表現」と意識した。

(4.8.6) 原文「may, for convenience,」は 2011 年版規則 7.4 から使用され、2007 年版規則 7.2 では「shall be…referred to as …」(…と呼ぶものとする)と明確であったのが、「may, for convenience, be…referred to as …」(…と便宜上呼ぶことができる)

と、「may」の前までは単なる例示となり「オリンピック資産」の範囲が拡張された。

(4.8.7) 原文「commissioned…by」は「委託された」と和訳すべきで、JOC 和訳「公認された」は適切とは思えない。

(4.9) 規則 7.4 ⑦⑧について：JOC 和訳は以下の通りである。

⑦オリンピック資産に関するすべての権利、また、その使用についてのすべての権利は、収益確保の目的であれ、商業的な目的であれ、広告の目的であれ、独占的に IOC に帰属する。

⑧ IOC はそのような権利の全体または一部について、IOC 理事会の定める条件により、ライセンス使用権を与えることができる。

(4.9.1) 原文「advertising」の JOC 和訳「広告」は単に世間一般に告知することを含み意味が広いので、規則 7~14 付属細則の「advertising」の JOC 和訳「宣伝広告」と整合させた。

(4.9.2) 原文「license」は特許法上の「実施」、商標法上の「使用」、著作権法上の「利用」等広い許諾対象を含むことは広く理解されており、「ライセンス使用権」とあえて狭く和訳せず、そのまま「ライセンス」と和訳して妥当と考える。

(4.10) 2016 年版の資産権利規則の筆者和訳：以上を考慮すると以下のようになる。

規則 7：オリンピック競技大会及びオリンピック資産に関する権利

規則 7.1

① オリンピック運動のリーダーとして、IOC はオリンピック運動の価値を高めることに責任があり、並びにオリンピック競技大会を組織し普及させるための取り組みに物資支援を提供すること及びオリンピック競技大会への準備に関わる IF, NOC, 選手を支援することに責任がある。

② IOC はオリンピック競技大会及び本規則に記載のオリンピック資産にかかわる全ての権利の所有者であり、当該全ての権利はそのような趣旨により収入を生み出す可能性を有するものとする。

③ 全ての関係者によって最大限の保護が提供される当該権利及びオリンピック資産の全て、並びに、IOC によってそれらの活用を承認されることは、オリンピック運動及び当該収

入から利益を得るその構成員にとって最善のことである。

規則 7.2

- ④ オリンピック競技大会は、関連する全ての権利を所有する IOC の独占的な資産であり、この全ての権利は、特に、
- (i) オリンピック競技大会の組織運営、宣伝およびマーケティング、
 - (ii) メディアが用いるためのオリンピック競技大会の静止画像および動画の保存の認可、
 - (iii) オリンピック競技大会の視聴覚的記録の登録、及び
 - (iv) オリンピック競技大会の視聴覚的な登録又は収録を具象化した作品又は信号を、現在知られている又は将来開発される何らかの手段で公衆に利用可能になるような放送、送信、再送信、複製、表示、流布又は公衆に伝達する他の方法、に関連するがそれらに限定されるものではない。

規則 7.3

- ⑤ IOC はオリンピック競技大会に関する並びにオリンピック競技大会の各競技及び各スポーツ能力に関するデータへのアクセス条件及びデータの使用条件を定めるものとする。

規則 7.4

- ⑥ 以下の規則 8~14 において定義するオリンピックのシンボル、オリンピックの旗、オリンピックのモットー、オリンピックの讃歌、オリンピックの識別表示（「Olympic Games」と「Games of the Olympiad」を含むがそれらに限定されない）、オリンピックの描写表現、オリンピックのエンブレム、オリンピックの聖火及びオリンピックのトーチ、並びに、IOC、NOC 及び/又は OCOG によりオリンピック競技大会に関連して委嘱されたその他の音楽作品、視聴覚的作品、またはその他の創作的作品や創作的人工物は、集合的に、または個別的に「オリンピック資産」と便宜上呼ぶことができる。
- ⑦ オリンピック資産に対する全ての権利及びそれらの使用に対する全ての権利は、IOC に独占的に帰属し、営利、商業又は宣伝広告のいかなる目的のための使用に対するものも含むがそれらに限定されない。
- ⑧ IOC はその権利の全て又は一部を IOC 理事会の定める条件でライセンスをすることができる。

5. 保護基準を再考する

保護基準「6」は、組織委員会等は無許諾のオリンピック・パラリンピックのイメージの流用行為を「アンブッシュ・マーケティング」と定義し、マーケティ

ングパートナーの合法的なマーケティング活動を妨害し、オリンピック・パラリンピックのブランドを毀損するため、万全な「アンチ・アンブッシュ」方策を実施すると宣言する。

保護基準「7」は、「アンブッシュ・マーケティング」として問題になる例として「オリンピック用語…の使用」「オリンピックを想起させる用語の使用」「オリンピックシンボルを想起させるグラフィック」「「オリンピック」」「「パラリンピック」の名称…を想起させるような表現を、オリンピック・パラリンピックのイメージを流用する態様で使用する」とを挙げ、オリンピック用語として例えば「聖火／聖火リレー／トーチ／トーチリレー」を挙げている。

組織委員会はオリンピック運動の構成要素として活動しており（オリンピック憲章規則 35）、上記の宣言はオリンピック憲章、特にその規則 7 に根拠をもつべきである。

そうであれば、保護基準の宣言が法的主張でもあることを考慮すれば、一般に使用される「聖火」「トーチ」のような用語は規則 7.4 に基づき正確に「オリンピック聖火」「オリンピックトーチ」と説明することが望まれる⁽²²⁾。

「想起させる」「イメージを流用する」は、おそらく、組織委員会が保護基準に「規則 7.4」として挙げる 2004 年版規則 7.2 の原文「designations」の JOC 和訳「連想させる映像・音声」を根拠にするとと思われる。しかし、「designations」の JOC 和訳は、その後「描写」（2013 年版）「名称」（2015 年版）と変えられている。「designations」の定義規定である規則 14 を反映させると、筆者和訳「オリンピックの描写表現」が正確な意味になると考えられる⁽²³⁾。仮に「designations」が内心の作用である「連想」「想起」を意味せず、より具体的で狭い「オリンピックの描写表現」を意味するとすれば、保護基準が図示する「オリンピックを想起させる用語の使用」「オリンピックシンボルを想起させるグラフィック」の態様が「オリンピックの描写表現」といえるものなのかについて議論の余地がであろう。

〔おわりに〕

世界有数の経済大国の、一国の経済規模を有する首都で 2 兆円という予算を投じてオリンピックを主催しようというのである。その予算のうち組織委員会はオリンピック資産を活用して 3000 億円程度しか賄えな

いのが現状である。組織委員会はオリンピック資産をさらに有効活用すべきであり、その活用根拠となるオリンピック憲章の資産権利規則を正確に保護基準に反

映させて、広く国民の前向きな協力を乞うべきであろうと筆者は考える。その点に関する論考は別の機会で開催する予定である。

Rights over the Olympic Games	オリンピック競技大会に関する権利
1996年版(1996.07.18):第1章規則11	
The Olympic Games are the exclusive property of the IOC which owns all rights relating thereto, in particular, and without limitation, the rights relating to their organization, exploitation, broadcasting and reproduction by any means whatsoever. All profits derived from the celebration of the Olympic Games shall be applied to the development of the Olympic Movement and of sport.	オリンピック競技大会は、IOC占有の所有物であり、IOCはオリンピック競技大会に関するすべての権利を所有する。特に、オリンピック競技大会の開催、宣伝、放送、再生に関する権利は、いかなる手段によるものであっても、無制限にこれを所有する。 オリンピック競技大会の開催から得られた全ての利益は、オリンピック・ムーブメントおよびスポーツの発展のために使用するものとする。
2000年版(2000.9.11):第1章規則11	
The Olympic Games are the exclusive property of the IOC which owns all rights <u>and data</u> relating thereto, in particular, and without limitation, all rights relating to their organization, exploitation, broadcasting, <u>recording, representation, reproduction, access and dissemination in any form and by any means or mechanism whatsoever, whether now existing or developed in the future. The IOC shall determine the conditions of access to and the conditions of any use of data relating to the Olympic Games and to the competitions and sports performances of the Olympic Games.</u> All profits derived from the celebration of the Olympic Games shall be applied to the development of the Olympic Movement and of sport.	オリンピック競技大会は、IOC占有の所有物であり、IOCはオリンピック競技大会に関する <u>全ての権利と関連資料(データ)</u> を所有する。特に、オリンピック競技大会の関連資料について、いかなる現存する又は将来開発される手段あるいは仕組みによる組織、宣伝、放送、記録、上演、再生、閲覧、流布に関する権利は、 <u>無制限に所有する</u> 。オリンピック競技大会、あるいはオリンピック競技大会で行われる競争、競技の実施に関するデータの閲覧条件や使用条件は、 <u>IOCが決定するものとする</u> 。 オリンピック競技大会の開催から得られた全ての利益は、オリンピック・ムーブメント及びスポーツの発展のために使用するものとする。
2001年版(2001.12.12):第1章規則11	
IOC版原文がない	変更・改訳なし
2001年版(2001.07.14):第1章規則11	
2000年版(2000.9.11)と同一	変更・改訳なし
2003年版(2003.07.04):第1章規則11	
2000年版(2000.9.11)と同一	オリンピック競技大会は、IOCの独占的な権利であり、IOCはオリンピック競技大会に関する全ての権利と関連資料(データ)を所有する。特に、オリンピック競技大会の関連資料について、いかなる現存するまたは将来開発される手段あるいは仕組みによる組織、宣伝、放送、記録、上演、再生、閲覧、流布に関する権利も、 <u>無制限に所有する</u> 。オリンピック競技大会、あるいはオリンピック競技大会での競技、成績に関するデータの閲覧条件や使用条件は、 <u>IOCが決定するものとする</u> 。 オリンピック競技大会の開催から得られた全ての利益は、オリンピック・ムーブメント及びスポーツの発展のために使用するものとする。
Rights over the Olympic Games and Olympic properties	
2004年版(2004.09.01):第1章規則 7	
1 2000年版(2000.9.11)前段と同一	1 オリンピック競技大会はIOCの独占的な資産である。IOCは、現存する、または将来開発されるいかなる媒体や装置による形態であっても、大会に関する全ての権利と関連データ、とりわけ、そして制限を設けることなく、その組織、利用、放送、録音、上演、複製、入手、流布に関する全ての権利を所有する。オリンピック競技大会、あるいはオリンピック競技大会での競技、スポーツ演技に関するデータの入手条件と使用条件は、IOCが決定する。
2 The Olympic symbol, flag, motto, anthem, identifications (including but not limited to "Olympic Games" and "Games of the Olympiad"), designations, emblems, flame and torches, as defined in Rules 8-14 below, shall be collectively or individually referred to as "Olympic properties". All rights to any and all Olympic properties, as well as all rights to the use thereof, belong exclusively to the IOC, including but not limited to the use for any profit-making, commercial or advertising purposes. The IOC may license all or part of its rights on terms and conditions set forth by the IOC Executive Board.	2 オリンピックのシンボル、旗、モットー、讃歌、特定できる言葉(オリンピック競技大会、オリンピックアード大会などであるが、それらに限らない)、連想させる映像・音声、マーク、聖火、トーチは、下の規則8から14に定義するとおり、 <u>集会的または個別的に「オリンピック資産」と呼ぶものとする</u> 。いかなる、そして全てのオリンピック資産に関するあらゆる権利、およびそれらを使用する全ての権利は、 <u>利潤目的、商業目的、宣伝目的のための使用を含むがそれらにのみならず、独占的にIOCに帰属する</u> 。IOCはその権利の全体あるいは一部を、IOC理事会の定める条件により、 <u>使用の許諾をすることができる</u> 。

2007年版(2007.07.07):第1章規則 7	
修正なし	変更・改訳なし
2011年版(2011.07.08):第1章規則 7	
1. As leader of the Olympic Movement, the IOC is responsible for enhancing the values of the Olympic Movement and for providing material support in the efforts to organise and disseminate the Olympic Games, and supporting the IFs, NOCs and athletes in their preparations for the Olympic Games. The IOC is the owner of all rights in and to the Olympic Games and Olympic properties described in this Rule, which rights have the potential to generate revenues for such purposes. It is in the best interests of the Olympic Movement and its constituents which benefit from such revenues that all such rights and Olympic properties be afforded the greatest possible protection by all concerned and that the use thereof be approved by the IOC.	1. オリンピック・ムーブメントの先導者として、IOC はオリンピック・ムーブメントの価値を高め、オリンピック競技大会を組織し普及させるための物質的な援助を行い、IF・NOC 選手のオリンピック競技大会への準備を支援する責任がある。IOC は、オリンピック競技大会にかかわる全ての権利およびこの規則に記載されたオリンピック資産の所有者であり、その権利はそれらの目的のために収益を生み出す可能性をもつものである。それらすべての権利とオリンピック資産がすべての関係者から最大限保護を受け、その使用に関してIOC によって承認を受けることは、オリンピック・ムーブメントとその収益により恩恵を受ける構成員の最大の利益である。
2. 2000年版(2000.9.11)前段in the futurまでと同一	2. オリンピック競技大会はIOC の独占的な資産である。IOC は、現存する、または将来開発されるいかなる媒体や装置による形態であっても、大会に関する全ての権利と関連データ、とりわけ、そして制限を設けることなく、その組織、利用、放送、録音、上演、複製、入手、流布に関する全ての権利を所有する。
3. 2000年版(2000.9.11)前段in the futur以降the Olympic Gamesまでと同一	3. オリンピック競技大会、あるいはオリンピック競技大会での競技、スポーツ演技に関するデータの入手条件と使用条件は、IOC が決定する。
4. The Olympic symbol, flag, motto, anthem, identifications (including but not limited to "Olympic Games" and "Games of the Olympiad"), designations, emblems, flame and torches, as defined in Rules 8-14 below, may, for convenience, be collectively or individually referred to as "Olympic properties". All rights to any and all Olympic properties, as well as all rights to the use thereof, belong exclusively to the IOC, including but not limited to the use for any profit-making, commercial or advertising purposes. The IOC may license all or part of its rights on terms and conditions set forth by the IOC Executive Board.	4. オリンピックのシンボル、旗、モットー、讃歌、特定できる言葉(オリンピック競技大会、オリンピック競技大会などであるが、それらに限らない)、連想させる映像・音声、マーク、聖火、トーチは、下の規則8 から14 に定義するとおり、集合的または個別的に「オリンピック資産」と便宜上呼ぶものとする。いかなる、そして全てのオリンピック資産に関するあらゆる権利、およびそれらを使用する全ての権利は、利潤目的、商業目的、宣伝目的のため使用を含むがそれらに限らず、独占的にIOC に帰属する。IOC はその権利の全体あるいは一部を、IOC理事会の定める条件により、使用の許諾をすることができる。
2013年版(2013.09.09):第1章規則 7	
1. 2011年版(2011.07.08)と同一	1. オリンピック・ムーブメントのリーダーとして、IOC はムーブメントの価値を高める責任がある。またIOC は、オリンピック競技大会の組織運営と大会普及の努力に対し、物質的支援を提供する責任がある。さらにIOC はIF、NOC、選手によるオリンピック競技大会に向けた準備に対し支援する責任がある。IOC は、オリンピック競技大会およびオリンピック資産に関わる、本規則の定めるすべての権利の所有者である。このような権利は、上記の目的を果たすため収入を生み出す可能性を持っている。当該権利と資産のすべてに対し全関係者による最大限の保護努力が提供され、その活用がIOC により承認されることは、オリンピック・ムーブメントおよび当該収入から恩恵を受けるその構成員にとって最大の利益となる。
2. 2011年版(2011.07.08)と同一	2. オリンピック競技大会はIOC の独占的な資産であり、IOC はそのすべての権利と関連するデータを所有する。特に大会の組織運営、活用、放送、記録、上演、複製、アクセス、伝播に関する権利については、現存するものであれ、将来開発されるものであれ、どのような形態、手段、メカニズムであれ、IOC が無制限にすべて所有する。
3. 2011年版(2011.07.08)と同一	3. IOC はオリンピック競技大会、大会の各競技および競技パフォーマンスに関するデータへのアクセスと、データの使用について、それぞれ条件を定めるものとする。
4. 2011年版(2011.07.08)と同一	4. オリンピック・シンボル、旗、モットー、賛歌、オリンピックと特定できるもの(「オリンピック競技大会」と「オリンピック競技大会」を含むがそれらに限らない)、描写、エンブレム、聖火およびトーチは、以下の規則8 ~ 14 が定義する通り、集合的に、または単独で便宜上、「オリンピック資産」と呼ぶことができる。オリンピック資産に関するすべての権利、また、その使用についてのすべての権利は、収益確保の目的であれ、商業的な目的であれ、宣伝の目的であれ、独占的にIOC に帰属する。IOC は、そのような権利の全体あるいは一部について、IOC 理事会の定める条件により、ライセンス使用権を与えることができる。

2014年版(2014.12.8):第1章規則 7	
IOC版原文がない	1. 2013年版(2013.09.09)と同一
	2. 2013年版(2013.09.09)と同一
	3. 2013年版(2013.09.09)と同一
	4. 2013年版(2013.09.09)と同一
2015年版(2015.08.02):第1章規則 7	
1. 2011年版(2011.07.08)と同一	1. 2013年版(2013.09.09)と同一
2. The Olympic Games are the exclusive property of the IOC which owns all rights relating thereto, in particular, and without limitation, all rights relating to (i) the organisation, exploitation and marketing of the Olympic Games, (ii) authorizing the capture of still and moving images of the Olympic Games for use by the media, (iii) registration of audio-visual recordings of the Olympic Games, and (iv) the broadcasting, transmission, retransmission, reproduction, display, dissemination, making available or otherwise communicating to the public, by any means now known or to be developed in the future, works or signals embodying audio-visual registrations or recordings of the Olympic Games.	2. オリンピック競技大会はIOCの独占的な資産であり、IOCはオリンピック競技大会に関するすべての権利を所有する。特に (i) オリンピック競技大会の組織運営、活用、マーケティング、 (ii) メディアによる使用目的でのオリンピック競技大会の静止画像と動画の撮影を許可すること、 (iii) オリンピック競技大会の音・映像での収録を登録すること、 (iv) 放送、送信、再送信、再生、表示、伝播、現存するものであれ将来開発されるものであれ、いかなる方法においてもオリンピック競技大会を音声・映像の登録または収録の具体化による作品や番号を一般の人々に提供すること、あるいは一般の人々に連絡すること。しかし、それらに限定されない。
3. 2011年版(2011.07.08)と同一	3. 2013年版(2013.09.09)と同一
4. The Olympic symbol, flag, motto, anthem, identifications (including but not limited to "Olympic Games" and "Games of the Olympiad"), designations, emblems, flame and torches, as defined in Rules 8-14 below, and any other musical works, audio-visual works or other creative works or artefacts commissioned in connection with the Olympic Games by the IOC, the NOCs and/or the OCOGs, may, for convenience, be collectively or individually referred to as "Olympic properties". All rights to the Olympic properties, as well as all rights to the use thereof, belong exclusively to the IOC, including but not limited to the use for any profit-making, commercial or advertising purposes. The IOC may license all or part of its rights on terms and conditions set forth by the IOC Executive Board.	4. オリンピック・シンボルとオリンピックの旗、モットー、讃歌、オリンピックと特定できるもの(「オリンピック競技大会」と「オリンピック競技大会」を含むがそれらに限らない)、名称、エンブレム、聖火およびトーチは以下の規則8～14が定義する通り、さらに、IOC、NOCおよび/またはOCOGによりオリンピック競技大会に関連して公認されたその他の音楽作品、音声・映像作品、またはその他の創作物や人工物は、集成的あるいは単独で便宜上、「オリンピック資産」と呼ぶことができる。オリンピック資産に関するすべての権利、また、その使用についてのすべての権利は、収益確保の目的であれ、商業的な目的であれ、広告の目的であれ、独占的にIOCに帰属する。IOCはそのような権利の全体または一部について、IOC理事会の定める条件により、ライセンス使用権を与えることができる。
2016年版(2016.08.02):第1章規則 7	
1. 2011年版(2011.07.08)と同一	1. 2013年版(2013.09.09)と同一
2. 2015年版(2015.08.02)と同一	2. 2013年版(2013.09.09)と同一
3. 2011年版(2011.07.08)と同一	3. 2013年版(2013.09.09)と同一
4. 2015年版(2015.08.02)と同一	4. 2013年版(2013.09.09)と同一

(注)

- (1) Brand Protection (大会ブランド保護基準) Ver.3.2 2016年9月: <https://tokyo2020.jp/jp/copyright/data/brand-protection-JP.pdf>
- (2) 柴大介「公益性の観点からみた東京オリンピックのロゴ等の知財管理」パテント69巻8号61-73頁(2016)
- (3) 前掲(1)
- (4) Olympic Charters: <https://www.olympic.org/olympic-studies-centre/collections/official-publications/olympic-charters>
資産権利規則はオリンピック憲章の一部であるため、その理念及び使用される用語を理解するには、オリンピック憲章の基本理念に立ち戻る必要がある。しかし、原文全体に遡っての検証は筆者の手に余るため、オリンピック憲章の基本理念については、小川勝「東京オリンピック「問題」の核心は何か」集英社新書(2016年)を参考にした。なお、本論考はオリンピック憲章自体を批判する意図はなく、資産権利規則に基づくJOC及び組織委員会の知財管理の妥当性を検証することを目的とする。
- (5) 本論考は、資産権利規則を後述する時間軸・空間軸の観点

から検証した最初の論考であると考えられ、先行する論考がない中、筆者の新鮮かつ率直な感想を知らせることも意義があるろう。

- (6) 前掲(4) 1954年版規則25「They shall have the exclusive right to use the Olympic flag and Olympic insignia, and shall confine their use and as far as possible that of the words "Olympic" and "Olympiad" to activities concerned with the Olympic Games (all commercial use of the Olympic flag and Olympic insignia is strictly forbidden).」
- (7) 1996年版以降の原文の全てが和訳されているわけではなく、2001年版はJOC和訳があるのに、原文が前掲(4)に掲載されていない。参考にオリンピック憲章の年版と和訳の有無を以下の表にまとめた(左欄が原文年版である)。
- (8) 一般財団法人日本能率協会 HP (<http://www.jma.or.jp/activity/series02-02-01.html>)
- (9) それ自体は権利ではない「オリンピック競技大会」が「権利」であることになる。さらに、原文では「オリンピック競技大会の資産」には「権利」と「データ」を含むが、JOC和文では「データ」が含まれないことになる。
- (10) 嶋田出雲「スポーツ・パフォーマンスと練習」大阪市立大

原文	和訳	原文	和訳	原文	和訳
1908		1964		1990	
1911		1966		1991	
1920		1967		1992	
1921		1968		1993	
1923		1971		1994	
1924		1972		1995	
1930		1973		1996	あり
1933		1974		1997	
1938		1975		1999	
1946		1976		2000	あり
1949		1978		2001	あり
1950		1979		2003	あり
1952		1980		2004	あり
1953		1982		2007	あり
1954		1983		2010	あり
1955		1984		2011	あり
1956		1985		2013	あり
1957		1987		2015	あり
1958		1988		2016	あり
1962		1989			

学保健体育学研究紀要 ,35,67-72 頁 (1999 年)

(11) 原文「data」は 2015 年版から削除されている。

(12) JOC の HP : <http://www.joc.or.jp/olympism/coubertin/>

(13) オリンピック憲章 2016 年版 : <http://www.joc.or.jp/olympism/chart>

(14) 前出(1)

(15) 改訳後の和訳をどれだけ信用してよいのか、ということである。

(16) JOC 及び組織委員会の英語対応能力を東京都と国がサポートしてもよいだろう。

(17) 2016 年版の規則 7.4 の和訳だけを保護基準に掲載した場合、それだけで内容が理解できることを考慮し一部意訳した。解説の便宜上、丸囲み数字で分説しローマ数字を文頭に置いた。

(18) 原文⑥の末尾の「」は誤脱しているのを筆者が補った。

(19) 「小さな親切運動」を「小さな親切ムーブメント」にすると意味不明になるのと同じである。

(20) 筆者和訳である。なお、JOC 和訳「表現」は日本語では描写による表現 (representation) と内心の表現 (expression)

の両方を意味するので、「描写表現」と和訳して意味を明確にした。

(21) 「designations」は「JOC マーケティング」の英訳 (<http://www.joc.or.jp/english/aboutjoc/marketing.html>) に記載されるが、不可解なことに原和文 (<http://www.joc.or.jp/about/marketing/>) に対応する文章がない。この英訳は「imagery」(心象) も使用しており、米国商標法に概念されるトレードドレス (板垣忠文「米国における「Trade Dress」の保護について」パテント 60 巻 4 号 76-82 頁 (2007) が参考になる) と関連づけているのかもしれないが、我国の法概念にはないのであえて英訳にだけ記載したのかもしれない。

(22) 前出(12)。なお、「オリンピア」は古代オリンピックに関連する都市名であり、「聖火」「トーチ」は古代オリンピックの様式として存在していたといわれ、既に世界的な公有財産 (public domain) であり、IOC の独占使用が許容されるとは思えない。

(23) 「想起する」は「remember」, 「連想する」は「be reminded of」「associate」等の和訳であって、「designations」の和訳としては適切でない。なお、「オリンピック聖火」「オリンピックトーチ」は IOC の造語なので権利主張は許容されよう。

(原稿受領 2017. 6. 16)